

青森市熊の出没に関する対応マニュアルの見直しについて

1 マニュアル改訂の経緯

ツキノワグマの出没件数や人身被害が増加する中、令和6年6月に発生した八甲田地区の被害を踏まえ、ツキノワグマの出没時に、より迅速かつ的確に対応するため、改めて関係機関の役割や行動フロー等を明確化するもの。

○ツキノワグマの出没件数・人身被害件数

種 類	区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	出没件数 (件)	21	56	120
	人身被害 (件)	0	1	2(死亡1)

2 マニュアル改訂の主な概要

令和6年度末にマニュアルの改訂(案)を作成し、関係機関の意見を聴取の上、マニュアルの改訂を実施

資料1 青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル

資料2 青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル新旧対照表

(1)「マニュアル名」の変更

熊をツキノワグマに変更

【改正前】青森市熊の出没に関する対応マニュアル

【改正後】青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル

(2)「課名」等の変更

機構改革等に伴う課名等の変更

【改正前】環境政策課、福祉部子育て支援課

【改正後】環境保全課、子ども未来部子育て支援課 など

(3)「関係機関」の追加

ツキノワグマの出没対応に係る関係機関を整理・明確化

関係機関名	役割等
農林水産部農業政策課	・農作物被害対応（注意喚起対応除く） ・緊急時対応における支援（環境保全課が要請した場合）
環境部内各課	・緊急時対応における支援（環境保全課が要請した場合）
庁内関係各課（総務部管財課外）	・所管施設への注意喚起等
青森県猟友会東青支部 青森県猟友会浪岡支部	・追払い、捕獲等
青森県自然保護課 青森県東青農林水産事務所林業振興課	・市への指導、助言 ・麻酔銃猟の許可（自然保護課）
青森警察署 青森南警察署	・現場確認、パトロール等 ・緊急時の通行止め等住民の安全確保等 ・警察官職務執行法による発砲指示
青森消防本部	・人身被害発生時の救急搬送対応
環境省東北地方環境事務所	・国指定十和田鳥獣保護区、十和田特別保護地区における捕獲許可等 ・危険猟法の許可
農林水産省林野庁東北森林管理局青森森林管理署	・国有林における入林届受理等

（４）「クマ目撃注意喚起対応フロー」の追加

これまで実施していた看板設置や SNS での注意喚起等の対応の流れについて、フローにより整理・明確化

「資料 1 青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル

別紙 1 クマ目撃注意喚起対応フロー」のとおり

（５）「有害鳥獣出没対応連絡票」の追加

ツキノワグマ以外の鳥獣も含めて目撃情報等の聞き取り様式を整理・明確化

「資料 1 青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル

別紙 2 有害鳥獣出没対応連絡票」のとおり

（６）「クマ目撃捕獲対策フロー」の追加

これまで実施していた捕獲等の対応の流れについて、フローにより整理・明確化

「資料 1 青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル

別紙 3 クマ目撃捕獲対策フロー」のとおり

(7)「警察官職務執行法による銃の使用」及び「刑法による緊急避難による銃の使用」
の追加

住宅地等における銃猟による捕獲として、警察官職務執行法第4条第1項の適用による警察官の命令による銃猟や刑法第37条の措置による緊急避難について整理・明確化

(追加内容)

住宅街等における銃猟による緊急捕獲に当たっては、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の指示(命令)が必要となるため、警察署と協議の上、緊急捕獲を実施する。

ただし、警察官よりも先に猟友会の会員が現場に臨場する事態も予測されるところ、当該猟友会の会員の判断により、緊急避難(刑法第37条第1項)の措置としてクマ等を銃を使用して捕獲することも行い得る。

【参考】

○警察官職務執行法第4条第1項

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

○刑法第37条第1項

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。